

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する
法律要綱

第一 インターネット異性紹介事業者に対する規制の強化

一 届出

インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届出をしなければならないこととし、届出をしないでインターネット異性紹介事業を行った者は処罰することとする。（第七条関係）

二 欠格事由

暴力団員その他の一定の事由に該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならないこととする。（第八条関係）

三 禁止誘引行為の防止措置

インターネット異性紹介事業者は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方と

なるように誘引する行為等（以下「禁止誘引行為」という。）が行われていることを知ったときは、速やかに当該禁止誘引行為に係る異性交際情報を公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならないこととする。（第十二条第一項関係）

四 監督措置

公安委員会は、インターネット異性紹介事業者がこの法律の規定等に違反したと認めるときは当該インターネット異性紹介事業者に対し必要な指示をすることができることとし、インターネット異性紹介事業者がこの法律に規定する罪等に当たる行為をしたと認めるときは事業の停止を、欠格事由に該当することが判明したときは事業の廃止を、それぞれ当該インターネット異性紹介事業者に対し命ずることができるとする。（第十三条、第十四条及び第十五条関係）

第二 児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進

一 登録誘引情報提供機関制度の導入

(一) 登録誘引情報提供機関の登録

国家公安委員会は、第一の三の禁止誘引行為の防止措置の実施の確保を目的として禁止誘引行為に

係る異性交際情報を収集し、インターネット異性紹介事業者に提供する業務を行う者であつて、一定の基準に適合するものから申請があつたときは、登録誘引情報提供機関として登録しなければならないこととする。(第十八条関係)

(二) 登録誘引情報提供機関に対する情報の提供等

国家公安委員会又は公安委員会は、登録誘引情報提供機関の求めに応じ、インターネット異性紹介事業者の名称、連絡先等を提供することができることとし、登録誘引情報提供機関の役員等は、誘引情報提供業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。(第二十条及び第二十二条関係)

(三) 監督措置

国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関がこの法律の規定に違反したと認めるときは、誘引情報提供業務の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。(第二十四条関係)

二 インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務を提供する事業者等の責務

インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務を提供する事業者は、児童の使用に係る通信端末機器についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役務等を提供すること等に努め、児童の保護者は当該役務等を利用すること等に努めなければならないこととする。

(第三条第二項及び第四条関係)

第三 その他

罰則に関する規定その他所要の規定を整備することとする。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第二の二等については公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとする。(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととする。(附則第二条ないし第十一条関係)